

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	日本伸銅株式会社
【英訳名】	NIPPON SHINDO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森山 悦郎
【本店の所在の場所】	大阪府堺市堺区匠町20番地1
【電話番号】	堺 (072) 229-0346 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 木本 道隆
【最寄りの連絡場所】	大阪府堺市堺区匠町20番地1
【電話番号】	堺 (072) 229-0346 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括部長 木本 道隆
【縦覧に供する場所】	日本伸銅株式会社 東京支店 (東京都墨田区錦糸一丁目2番1号 アルカセントラル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月25日開催の当社2020年度定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
釣谷宏行氏、森山悦郎氏、橋本好人氏、中井進弘氏、木本道隆氏、松井大輔氏の6名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
吉田政貴氏、平山博史氏、樋口均氏の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件
会計監査人として、仰星監査法人を選任するものであります。

第4号議案 取締役に対する株式報酬制度の変更及び継続の件
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象として導入している株式報酬制度の内容を一部変更した上で、継続するものであります。

< 株主提案（第5号議案及び第6号議案） >

第5号議案 日本伸銅株式会社 定款第37条（剰余金の配当等の決定機関）
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。の削除の件

第6号議案 剰余金処分の件
第5号議案が承認可決されることを条件に、剰余金の配当として100円を配当するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案					
釣谷 宏行	15,404	2,569	-	（注）3	可決 85.71
森山 悦郎	15,753	2,220	-	（注）3	可決 87.65
橋本 好人	15,773	2,200	-	（注）3	可決 87.76
中井 進弘	15,776	2,197	-	（注）3	可決 87.78
木本 道隆	16,956	1,017	-	（注）3	可決 94.34
松井 大輔	15,773	2,200	-	（注）3	可決 87.76
第2号議案					
吉田 政貴	15,414	2,559	-	（注）3	可決 85.76
平山 博史	15,755	2,218	-	（注）3	可決 87.66
樋口 均	15,771	2,202	-	（注）3	可決 87.75
第3号議案	15,786	2,187	-	（注）1	可決 87.83
第4号議案	15,012	2,961	-	（注）1	可決 83.53

< 株主提案（第5号議案及び第6号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第5号議案	3,821	14,151	-	（注）2	否決 21.26
第6号議案	-	-	-	（注）1	-

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 4．第6号議案は、第5号議案の承認可決が前提となっておりましたが、第5号議案が否決されたため、議案として取り上げておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上